

第1期

大田原市須賀川財産区有林
長期森林整備計画

【令和7年度～令和11年度】

令和7年4月

大田原市須賀川財産区

目 次

1. 計画の目的	1
2. 森林整備の長期基本方針	1
(1) 森林整備の目標	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3. 森林整備に関する事項	2
(1) 立木の主伐期及び伐採選定	
(2) 人工造林及び保育	
(3) 間伐	
(4) 森林施業の共同化の促進	
(5) 作業路網	
4. 森林の現況	4
(1) 加良美上基本林	
(2) 城下基本林	
(3) 小田舟基本林	
(4) 明神基本林(桑程沢・茗荷沢・ヌカリ沢)	
5. 整備計画一覧表	13
6. 加良美上基本林伐採計画	14

1. 計画の目的

大田原市須賀川財産区有林は、昭和30年に黒羽町須賀川財産区を設置し、平成17年10月の市町村合併時により、現在の大田原市須賀川財産区管理会が管理することとなった旧須賀川村有林である。山林の総面積は約109haであり、およそ9割が人工林となっている。

その中でも雲岩寺加良美上の山林は面積が94.04haと最も広く、明治時代から造林事業を開始し大正4年まで行われたが、当時村の財政は悪い中でも村民も腰弁当で地拵・植林・下刈へと通った村の財産であった。子孫の幸福を希望の的にして、村長を中心として村民一同が一致団結して育成した山林の伐採収入は、終戦後まで村の事業へと活用された。

戦後外国産材の輸入に伴い、木材価格の低迷を主要因とする林業不況のなかであっても間伐を実施し、森林の適正な管理を行ってきた。昨今利用期を迎える人工林が多いことから、森林資源の循環利用を基本とし公益的機能に配慮した伐採及び再造林を進めていく必要がある。

そして、今後も持続的な森林整備が行われるために長期森林整備計画を策定し、目指す森林の姿を明確にし、後世へ継承することを目的とする。

2. 森林整備の長期基本方針

(1) 森林整備の目標

森林整備に当たっては、大田原市森林整備計画に則った評価区分に分類し、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

また、地球を取り巻く様々な課題を克服するため、国際的な取り組みである「持続可能な開発目標(SDGs)」への社会的関心が高まっている。森林は多くの目標に関与しているため、SDGsの実現に向けた森林整備が求められる。そして頻発する自然災害への対応や脱炭素社会の実現に向けた木材利用への期待の高まり、花粉症の軽減に向けた対策を促進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

適正な森林施業を行うために、大田原市、大田原市森林組合、県等と相互に連携し森林整備を行う。利用期を迎えた人工林は、森林組合を中心とした施業の受委託の促進等、計画的に伐採及び造林を実施するための体制整備を推進し、国や県の補助事業を積極的に活用し、森林整備を進めていく。

造林の際は、少花粉または無花粉のスギ・ヒノキの苗木を活用し、花粉症発生源対策を図る。材価低迷の中、伐採搬出・造林コスト削減が求められるため、高

性能林業機械の活用やドローンを使用した薬剤散布により下刈りコストを軽減する等のスマート林業にも取り組んでいく。

3. 森林整備に関する事項

(1) 立木の主伐期及び伐採選定

大田原市森林整備計画に定められたゾーニングを基本に、「長伐期施業を推進すべき森林」と「伐期の延長森林」に分けて伐期を決めることとする。長伐期施業を推進すべき森林は、主伐の時期を(標準伐期齢×2)×0.8年とするため、スギは56年生以上、ヒノキは64年生以上とする。伐期の延長森林は主伐の時期は、標準伐期齢+10年のため、スギは45年生以上、ヒノキは50年生以上とする。

主伐時期を迎えた森林であっても、主伐は気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採箇所の選定を行う。

(2) 人工造林及び保育

主伐後は基本的には人工造林とし、地拵え実施後に植栽を行う。苗木の選定はスギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、サクラ等の定められた樹種を基本とする。また、生産性の向上や造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等の苗木、花粉発生源対策のため少花粉の苗木を積極的に使用する。植栽本数は標準的な植栽本数とし、公益的機能の保全を図りつつ、適切な植栽本数を判断するものとする。

立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下刈り、つる切り、除伐を実施する。下刈りは植栽後1～7年生程度まで、つる切りは10年生前後の頃に、除伐は下刈り終了後に植栽木以外の樹種が植栽木の成長を阻害する状況になった場合に実施する。

(3) 間伐

保育間伐では形質不良木の除去を目的とし、搬出間伐では林分の混み具合を考慮しながら形質の良い木についても間伐の対象とする。定性間伐を基本とし、間伐率は概ね20～35%で、間伐の頻度は標準伐期齢未満であれば10年に1度程度、それ以上であれば15年に1回程度の間隔で実施する。間伐により適度な下層植生を有する林分構造を維持し、樹木の根の発達を促すようにする。低コスト化等の観点から、定量間伐(列状間伐)についても随時検討する。

（４）森林施業の共同化の促進

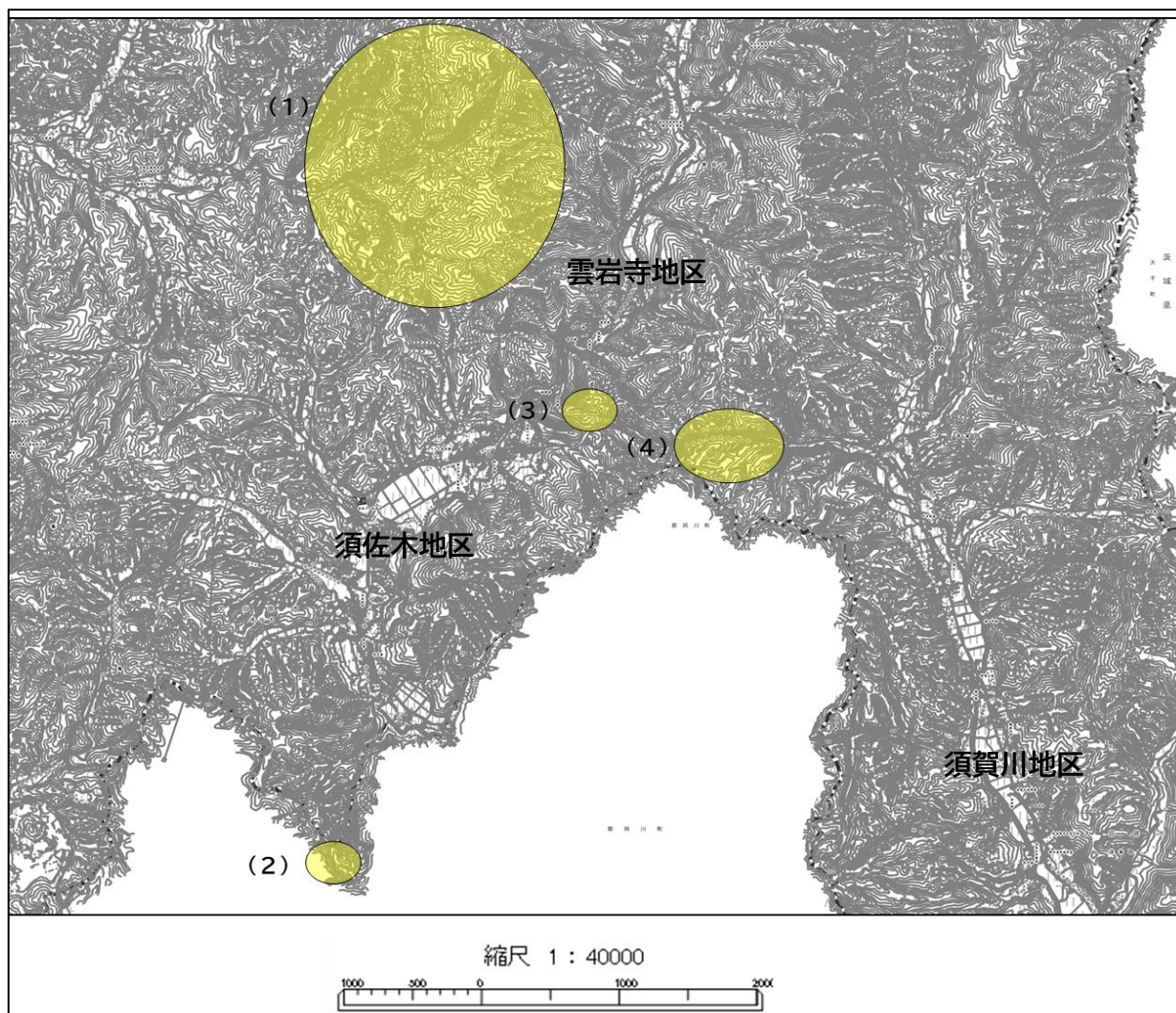
施業を行う際は、近隣の森林所有者に森林施業の共同化を呼びかけ、集約化を図り生産コストの低減と安定的な原木供給に努める。

（５）作業路網

路網整備は森林施業及び管理に不可欠であるため、積極的に取り組んでいかなければならないが、近年の豪雨等により路網が破損し地すべりすることもある。環境負荷の低減に努めながら、路網密度や傾斜等の自然条件を考慮し路網整備を進める。

4. 森林の現況

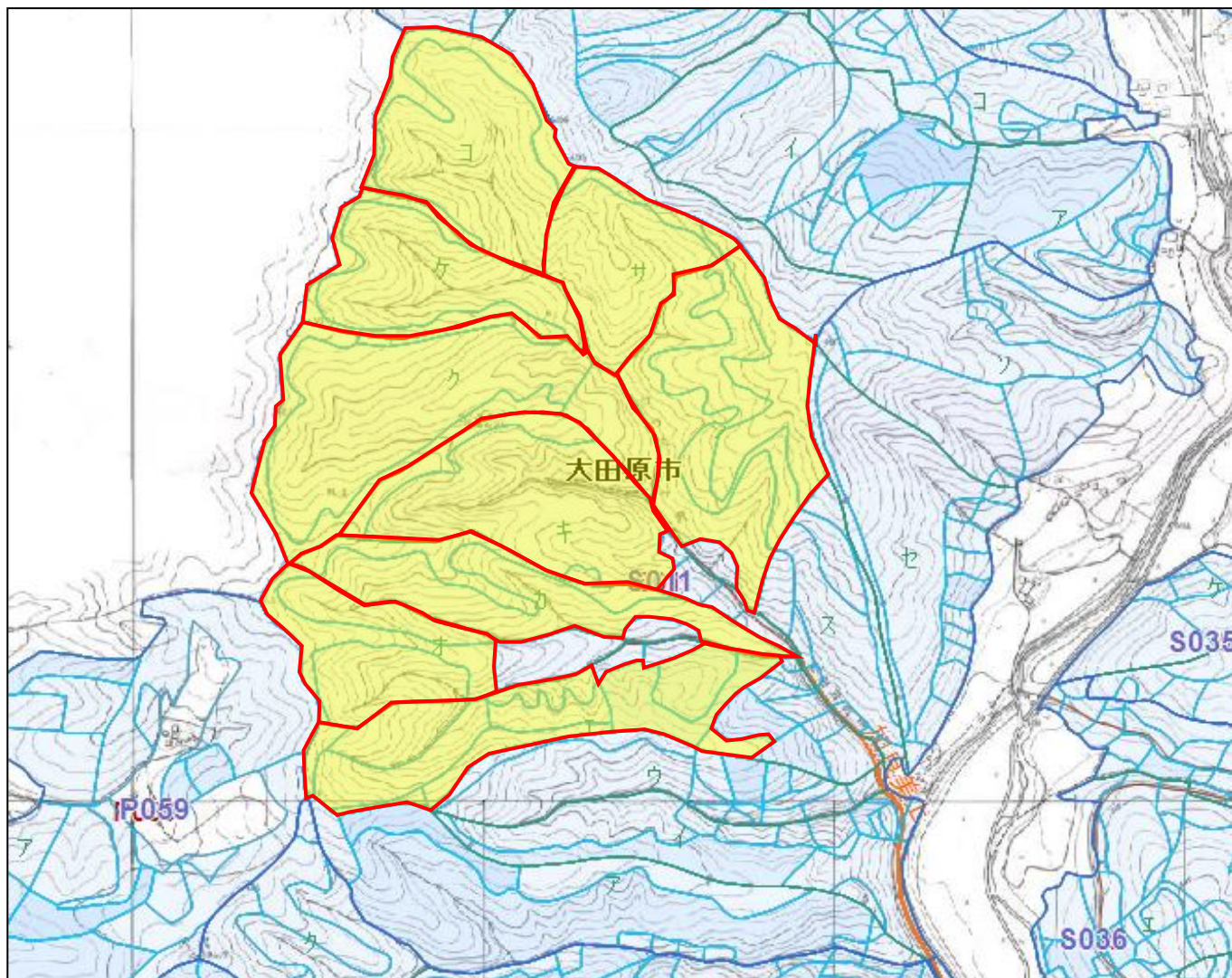
区分	面積 (㎡)	
(1) 加良美上基本林	森林簿	1,007,909
(2) 城下基本林	森林簿	17,461
(3) 小田舟基本林	森林簿	15,484
(4) 明神基本林	森林簿	64,286



4. 森林の現況

(1) 加良美上基本林

雲岩寺加良美上に位置し、須賀川財産区所有林の約9割の面積を占める。大正8年から平成2年にかけて植林されたスギ・ヒノキ・アカマツ等の人工林である



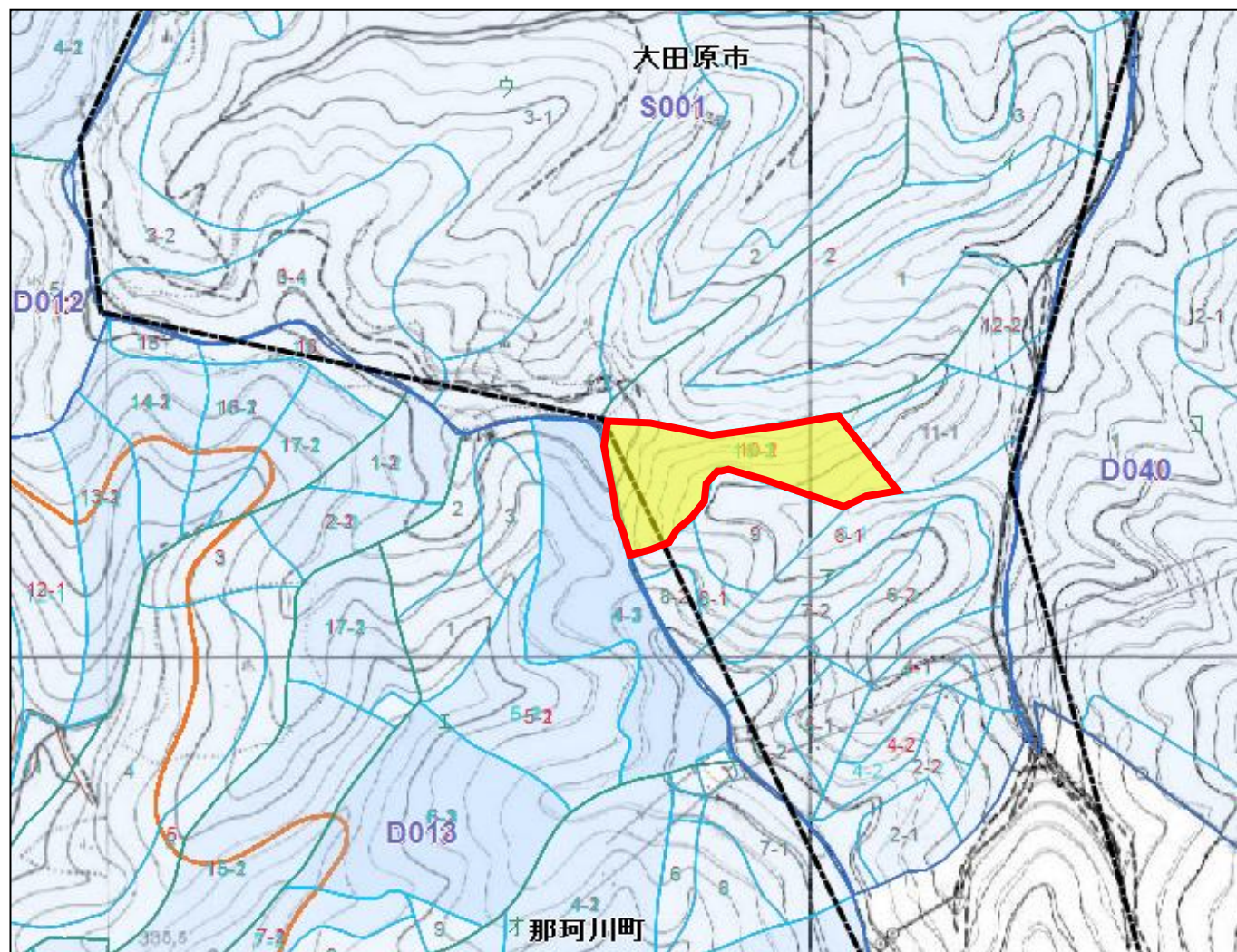
森林の所在		大田原市雲岩寺字加良美上753, 767-3, 767-4	
面積	人工林	直営林	100.80ha
		分収林	
	天然林	直営林	
	未立木地	直営林	
	合計		100.80ha



4. 森林の現況

(2) 城下基本林

須佐木城下に位置し、すべて保安林である。昭和28年から58年にかけて植林されたスギ・ヒノキの人工林である



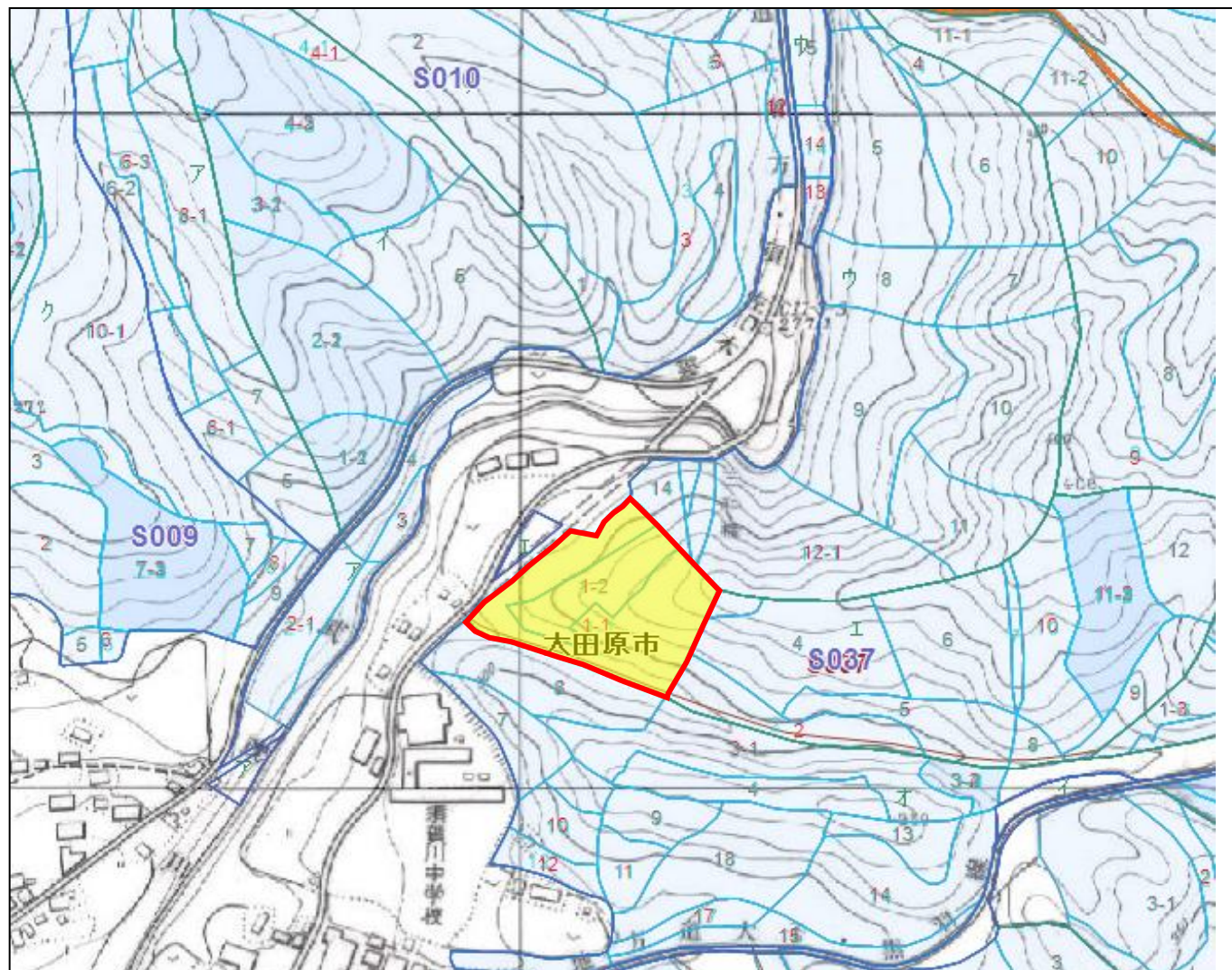
森林の所在		大田原市須佐木字城下1745	
面積	人工林	直営林	1.75ha
		分収林	
	天然林	直営林	
	未立木地	直営林	
合計			1.75ha



4. 森林の現況

(3) 小田舟基本林

須佐木小田舟に位置する。昭和50年に植林されたスギの人工林である。



森林の所在		大田原市須佐木字小田舟2033-9	
面積		直営林	1.55ha
面積	人工林	分収林	
	天然林	直営林	
	未立木地	直営林	
合計			



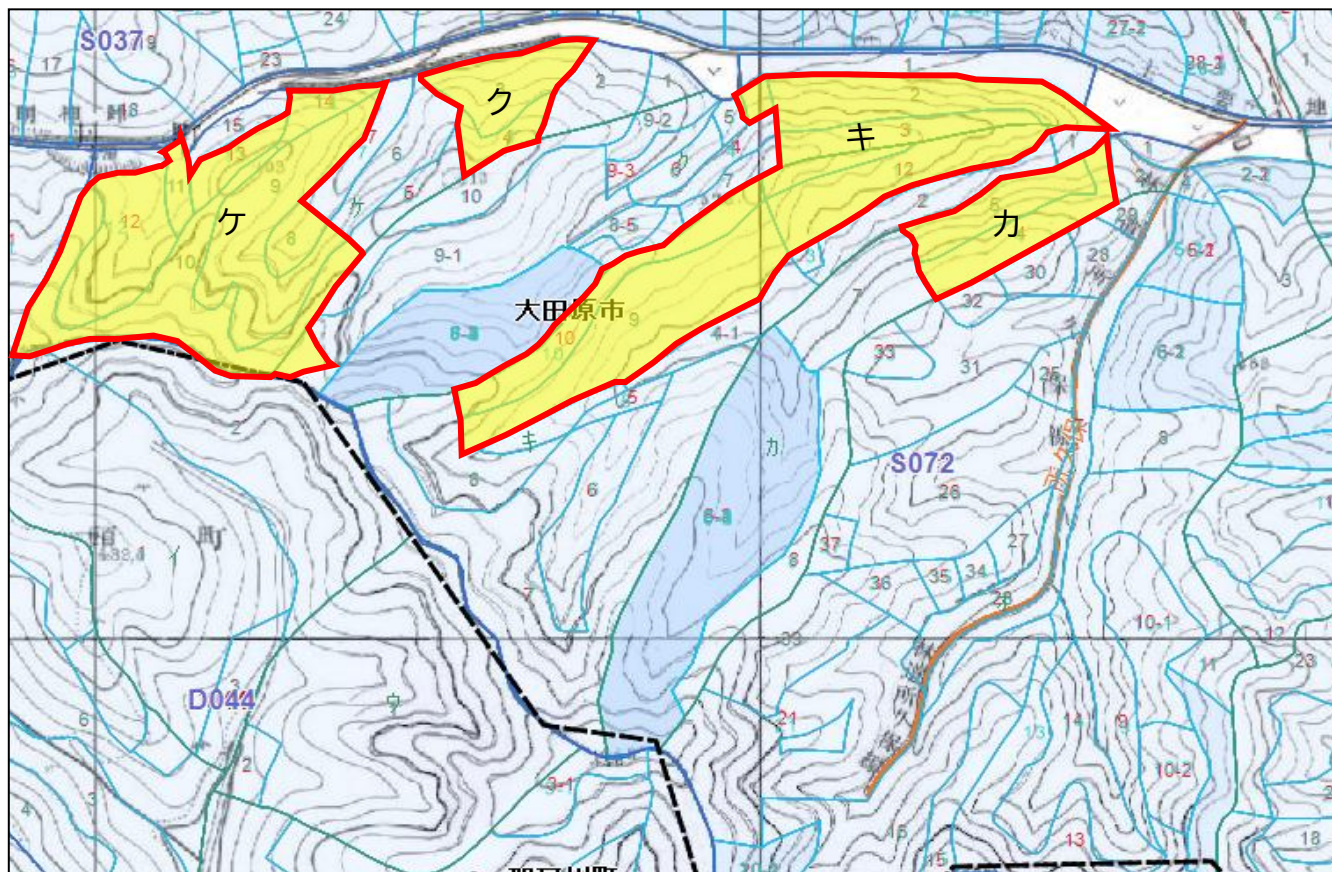
4. 森林の現況

(4) 明神基本林

桑程沢（カ・キ）・・・須賀川桑程沢に位置、一部は保安林。昭和26年から36年にかけて植林されたスギ・ヒノキの人工林である。

茗荷沢（ク）・・・須賀川茗荷沢に位置する昭和28年から平成13年にかけて植林されたスギ・ヤマザクラの人工林である。昭和61年度に山林の一部を県道の凍結防止事業に提供する。

又カリ沢（ケ）・・・須賀川又カリ沢に位置する。昭和25年から47年にかけて植林されたスギ・ヒノキの人工林である。



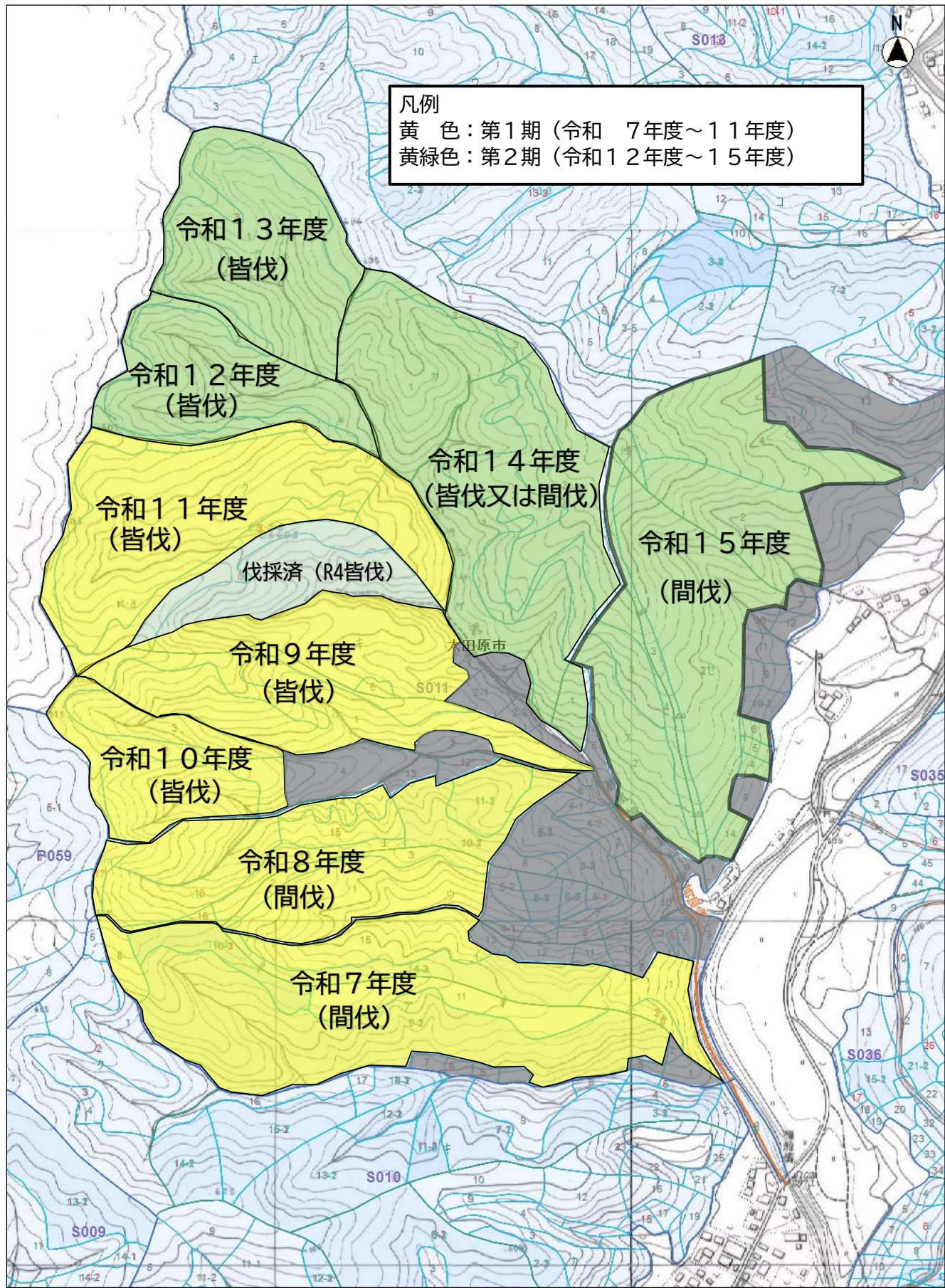
森林の所在		大田原市須賀川字明神沢2903-1, 2904, 2905-1, 2908-1, 2910-1, 2925, 2926, 2929	
		大田原市須賀川字桑程沢5033, 5039	
		大田原市須賀川字又カリ沢5040, 5050-1	
		大田原市須賀川字茗荷沢5045	
面積	人工林	直営林	7.82ha
		分収林	
	天然林	直営林	
	未立木地	直営林	
	合計		7.82ha



5. 整備計画一覧表

林班			(1) 加良美上基本林 11林班	(2) 城下基本林 1林班	(3) 小田舟基本林 37林班	(4) 明神基本林 72林班
面積			100ha	1.7ha	1.5ha	6.4ha
分類			人工林	人工林	人工林	人工林
直営／分収			直営	直営	直営	直営
整備計画	第1期	R07	間伐	—	—	—
		R08	間伐	—	—	—
		R09	皆伐	—	—	—
		R10	皆伐	—	—	—
		R11	皆伐	—	—	—
	第2期	R12	皆伐	—	—	—
		R13	皆伐	—	—	—
		R14	間伐	—	—	—
		R15	間伐	—	—	—
	第3期	R16		—	—	—
		R17		—	—	—
		R18		—	—	—
		R19		—	—	—
		R20		—	—	—

6. 加良美上基本林伐採計画





大田原市須賀川財産区区有林長期森林整備計画

令和7年4月発行

発行 大田原市須賀川財産区

編集 大田原市市民生活部黒羽支所 総合窓口課
大田原市黒羽田町848
0287-54-1111

大田原市森林組合 事業課
大田原市黒羽田町222
0287-53-1212